

■平成25年度糸島市外部評価対象事業の見直し方針の総括

外部評価の指摘に対し、見直し方針を明確にした上で、事業の改善に取り組みます。

■補足：方向性の示唆の意味合い

【 拡充 】 現行の事業内容や手法に工夫を加え、事業の量や投資金額を拡大して実施すべきと考えるもの

【 縮小 】 現行の事業内容や手法では、事業の量や投資金額を減少すべきと考えるもの

【 改善 】 現行の事業内容や手法に工夫・改善を加えなければ、今後、縮小も考えられるもの

【 廃止 】 現行の事業内容や手法では、事業を廃止すべきと考えるもの

事業名	方向性の示唆				H25予算額(円)	事業概要	外部評価での改善提案の概要	見直し方針概要	方針対応年度		
	拡充	改善	縮小	廃止					H25	H26	H27
1 トレーニング 指導委託事業	0	8	1	1	4,569,000	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センターあごらトレーニング室における一般利用者の運動指導や健康大学運動基礎講座、運動講座OB会の指導などを民間に委託。 ※契約時間は、1日8時間(10時～19時)。 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年齢を対象としているが、ターゲットを明確にすべき。 定点観測(年齢・男女・団体等の利用状況と成果)を行い、その結果を事業内容や指標に活用すること。 市としてどういう状況になることを目指すのか明確にすべき。特に、事業の貢献度を測ることができれば、焦点が明確になり、改善の手法等の理解も進む。 市民に対し、さまざまな健康プログラムの選び方を分かりやすく示すべき。 	<p>◆施設の利用状況の把握・分析と、より効果的な市民への情報提供を行う。</p> <p>《改善内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーニング室一般利用者の利用状況の把握・分析を行う。 市が実施している健康づくり事業の周知を市民のニーズに合わせ、より分かりやすい方法で実施する。(必要としている市民に必要な情報を届ける) 	実施	→	→
2 社会福祉協議会 運営補助金	1	8	0	1	38,133,000	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第58条に基づき、社会福祉協議会の運営に関して補助金を支出。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の存在意義は大きいですが、市が社協を統制できず、事業が膨張していないか。糸島市として、福祉事業のあり方について主体性を発揮すべき。 社協は、地域の支えになっている。事業も充実しているが、団体補助から事業に伴う補助への移行を検討すべき。 個別の事業を見直し、優先順位や強弱(スクラップ&ビルド、サンセット、単価、方法など)をつける。 地域福祉事業は、事業評価に、客観的な外部評価を入れてはどうか。 赤い羽根募金がどのように生かされているか、市民に対して説明が必要。 規則で社協に事業を任せることになっているが、上位の条例との整合性が図られるよう再度検討すべき。 	<p>◆関係機関の役割を明確にし、市民・地域・社協・行政の連携で、取組を進める。</p> <p>《改善内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に策定する「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で、それぞれの役割を明確にし、連携して取組を進める。 社協が取り組むべき事業の整理と運営補助から事業補助への移行についての協議を進める。 「糸島市社会福祉法人の助成に関する条例」と「条例施行規則」との整合性について、調査検討を行う。 	実施	→	→
3 ボランティア 派遣事業	1	6	2	1	2,559,000	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習社会の構築のために、糸島市内で特技や技能を持っている人を登録し、学校及び保育所、地域の人々の学習活動を支援。 ボランティア登録者の生きがいづくりも推進する。 ※糸島市ボランティア派遣事業委託費 	<ul style="list-style-type: none"> 市の関わり方と企画を点検し、事業の焦点を明確にすること。組み合わせの絵を描いてほしい。(何の目的で、誰が、誰に、どのように、何をするのか) 学校に対するアプローチならば、生涯学習課よりも、学校教育が行うべき事業。 学校が、どのように向き合っているのか確認。 マッチングが目的ならボランティアセンターが行うべきであり、ボランティアセンターとの一本化を図るべき。 運営事務局の活性化を図る。糸島市の立ち位置を明確にする。長年事業を継続しているため、事業を振り返り、改善すること。 	<p>◆関係機関・団体などと協議を行い、事業を充実させる。</p> <p>《改善内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校等へのアンケート調査を実施し、事業運営等の改善を行う。 NPO・ボランティアセンターとの一元化に向けては、地域振興課と協議を行う。 	実施	→	→
4 市民モニター 事業	1	7	0	2	624,000	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスに対する市民の意見を聴き、政策・施策・事務事業の立案や改善に反映させ、より市民が必要とするサービスの提供につなげる。 ※公募等による市民200人を登録し、郵送によるアンケート方式で年2回実施。 ※謝礼として、1回の回答につき、500円分の図書カードを渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> そもそも、結果を誰がどう使うのか。組織の中の所管の問題があるが、広報でやるのであれば、使い方のストーリーを描く必要がある。(他団体の取組も参考に) 何を目的に、結果をどう活用したいのか。設問数、聞く相手、サンプル数など、モニター自体の制度設計をやり直して整理すべき。 PDCA事業評価ならサンプル数でなく、知識・経験者や専門家等に聞くべき。 公聴だけでなく、広報という視点を生かし、報告会や懇談を行うなどし、モニター制度を活用してほしい。 目標や成果指標の設定に工夫が必要。3年目の事業で、改善のいいタイミング。 	<p>◆事業の目的と成果指標を整理し、市民モニター制度を再構築する。</p> <p>《改善内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業目的等を再整理する過程で段階的に改善を図ることとし、まず、各課における調査結果の事業への反映の把握と、市民への周知方法を改善する。 市民の市政参画の要素を取り入れ、施策や事業のあり方について意見や提案等を聴取し、市政への反映を行う形で、市民モニター制度を再構築する。 	実施	→	→
5 経営革新事業 者補助事業	1	5	1	3	8,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 経営革新意欲(やる気)のある事業者の新しい取組に対して、事業費の一部を補助し、経営支援・経営安定を図る事業。 補助対象事業者の相手事業者を市内事業者に誘導することで、補助額以上の経済効果を狙い、市内商工業の活性化も図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の趣旨は理解するが、補助金採択のハードルの高低(採択要件)に改善の余地がある。第三者に対し、税金を使うことを理解・納得させる工夫が必要。 補助金受領者の報告会の開催等を検討してほしい。 	<p>◆平成27年度に制度変更を行い、段階的に、より効果的な事業とする。</p> <p>《改善内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業者による報告会について、商工会スタジアムで実施できないかどうかなど、事業者と商工会と協議・調整を実施する。 事業開始5年を経過した平成27年度からを第二段階とし、制度の変更を実施する。 	実施	→	→
								検討	→	実施	

事業名	方向性の示唆				H25予算額(円)	事業概要	外部評価での改善提案の概要	見直し方針概要	方针对応年度		
	拡充	改善	縮小	廃止					H25	H26	H27
6 人権・同和教育 一般管理経費	0	4	6	0	15,279,000	<p>➢糸島市人権・同和教育推進協議会の人権・同和教育推進機関の委員の報償費及び各支部(15支部)や人権・同和教育推進団体への補助金を交付することにより、人権・同和教育及び啓発を行なっている。</p> <p>※指導員・推進委員等報償費(6,792千円) 団体負担金・補助金(7,327千円) 消耗品費・燃料費(242千円) バス運転業務委託(519千円) 旅費ほか。</p>	<p>➢事業は必要だが、成果指標が、参加する行政区数になっている。そもそも、市民意識の経年変化を見て、これを基に事業設計を行い、成果指標に活用すべき。</p> <p>➢市民意識の分析を行い、ターゲットになる年齢層等を見極め、効果的な事業のあり方を検討すること。</p> <p>➢支部補助金は、ニーズで補助するものではなく、問題を解決するために補助するもの。行政の立ち位置を明確にすること。</p> <p>➢反復継続が必要な取組の中で、その時々で市民が興味を持つ取組を実施するための方策を検討すべき。新しい参加者を増やすことで、効果が出てくるのでは。(成果を見る力が行政に必要)</p> <p>➢市同協の中の連携・協力をたいせつにすること。</p> <p>➢予算上、事業の名称で内容がわかりにくい。わかりやすくする工夫をすること。</p>	<p>◆市民意識調査を実施し、ターゲットとなる世代に応じた事業展開を進める。</p> <p>-----</p> <p>《改善内容》 ➢市民の意向の把握のために市民意識調査を実施し、講演会等の事業について、ターゲットとなる世代に応じた取組を実施する。また、関連予算を統合、整理する。</p>	検討	実施	→
7 行政区長費	1	9	0	0	178,692,000	<p>➢非常勤職員として委嘱する行政区長(全162行政区)に係る経費と行政区運営に対する支援。</p> <p>【行政区長への委嘱事務】 ・行政区内世帯台帳の整備 ・行政情報の連絡・市への要望等の伝達 ・市が行政上必要とする調査・報告書の配布・収集 ・行政区内で発生する行政事務(カーブミラー・防犯灯設置)など ※行政区長の報酬・費用弁償:151,592千円 行政区まちづくり補助金:27,100千円</p>	<p>➢現在、行政区長制度そのものは機能しており、必要性もあることは認識している。</p> <p>➢しかし、地域や市民に説明しやすいよう、制度上の見直しが必要。</p> <p>➢具体的には、まちづくり基本条例が行政区設置規則を改正すべき。基本条例では、自治組織を「行政区」と読み替えているが、行政区設置規則では、「行政区」とは、市が設定した区域であり、市民にとってわかりづらい。基本条例にきちんと繋ぎ込みをして、整合性を図ってほしい。</p> <p>➢根本的な問題は、基本条例では、市と自治会を対等協力の関係と位置付けながら、一方で、自治会の代表者を行政区長(非常勤職員)に委嘱して、市の仕事をさせており、制度的に上下主従の関係になっているということ。行政区長の役割を減らし、自治会長の役割に重きを置くようシフトすべき。</p>	<p>◆市民にとって分かりやすい行政区長制度に改善する。</p> <p>-----</p> <p>《改善内容》 ➢まちづくり基本条例と行政区設置規則の整合をとる。</p> <p>➢行政区長への委嘱事務について、調査研究し、自治会の事務との整理を行い、行政区長の役割を自治会長の役割に重きを置くようシフトすることについての検討を行う。</p>	検討	実施	→
8 総合災害見舞金事業	0	7	2	1	5,330,000	<p>➢行事参加者保険及び市民活動賠償保険の保険料 市が行事参加者を対象に民間保険会社と保険契約を結び、公共的な活動の参加者が傷害または第三者への賠償責任を負った場合の見舞金の支給を行う。 ※入院1日当たり4,500円 通院1日当たり3,000円が基準。</p>	<p>➢市は、地域に対し、自治会活動を“してもらっている”という発想がないか。自分自身のための自治会活動に対し、市が見舞金を負担することがどうか、というところからスタートすべき。</p> <p>➢ただ、このような保険があると、何かあった場合のリスク回避(公の施設の管理責任等)につながり、自治会活動を促進しやすい。</p> <p>➢これまで、起こった事故の分析と経年変化、主催者に適用される保険の種類、他市との比較などを重ね合わせると、行政が何を、どこまで負担するか見えてくる。自治会との協議を含め、多様なメニューを検討してもらいたい。</p>	<p>◆事故防止の啓発と見舞金制度の見直しを図る。</p> <p>-----</p> <p>《改善内容》 ➢事故を未然に防ぐ啓発として、校区や行政区への啓発文書配布を定期的に行う。</p> <p>➢事故原因の調査・分析を行い、見舞金単価、対象行事の見直しなどを検討し、改善策を決定する。</p>	実施	→	→
9 水産振興補助金事業	5	5	0	0	2,000,000	<p>➢糸島漁業協同組合が実施する水産振興対策事業に対する補助金。 ・アワビ・ウニ放流事業 ・ハマグリ乱獲防止のための監視 ・車えびやとらふぐなどの中間育成と放流 ・密漁監視のための陸上監視施設運営と密漁監視船運航</p>	<p>➢糸島ブランドとして、水産資源は重要。そのための戦略が必要で、もっと積極的に打ち出していける。</p> <p>➢例えば、市民に後押ししてもらうため、漁協と協力しながら“共感づくりの場(市民の放流機会の提供等)”を行ってはどうか。</p>	<p>◆事業内容や効果を検証し、有効な取組については、助成規模を拡大し実施する。</p> <p>-----</p> <p>《改善内容》 ➢糸島市水産振興計画を策定し、水産物等のブランド商品の拡大と魚しょく普及活動の増加等を図る。 ➢水産資源の確保のため、県などと連携し、事業内容や放流事業の効果を検証し、有効な取組については、助成規模を拡大し実施する。</p>	実施	→	→
10 糸島まるごと農学校事業	4	6	0	0	424,000	<p>➢グリーンツーリズムによる都市農村交流や子どもを対象とした収穫までの農業体験を通じ、農業・農村が果たす役割を理解してもらう取組。</p> <p>➢また地域・都市住民、九大の学生、教職員が、「農」に触れ、学ぶ機会を提供し、糸島農業のファンづくりを行う。 ※体験圃場管理委託(230千円)、講師謝礼、消耗品費</p>	<p>➢近頃では、糸島ブランドを皮膚感覚で感じられる。このチャンスを掴み、本物にしてほしい。</p> <p>➢そのためには、行政だけが進めるだけでなく、多くの人の参画を進め、ほかのチャンネルをつくること。</p> <p>➢まだまだ、ダイナミックな展開が期待できる。楽しいものにしてほしい。</p> <p>例えば、糸島に来てもらうばかりでなく、市外の店舗へ農家が出向き、消費者に話し、販売してはどうか。</p> <p>また、市内の加工施設等の施設見学があってもいい。</p> <p>➢参加者にアンケートやヒアリングをすれば、都市住民の意識も成果指標となる。</p> <p>➢ソフト事業を市直営で行うには、限界がある。ビジネスとして位置付け、農家等と連携して事業を拡充すること。</p>	<p>◆農家等と連携し、事業の充実、拡大を目指す。</p> <p>-----</p> <p>《改善内容》 ➢体験事業のニーズの把握等に必要な参加者アンケート等の実施を検討する。</p> <p>➢すでに6次産業化や販路開拓等に取り組んでいる農家もあるため、今後も相談等の人的支援に努め、農家及び地域の理解・協力を得ながら、連携して事業の充実・拡大を目指す。</p>	実施	→	→
								検討	実施	→	